

令和4年度税制改正要望

川崎商工会議所

[基本的な考え方]

わが国経済は新型コロナウイルスの再拡大で急減速しており、令和2年度の実質GDPは対前年度比4.6%減と戦後最悪の落ち込みとなった。首都圏などで外出自粛や時短営業が続き個人消費が落ち込んでいる。ワクチン接種が始まったとはいえコロナ収束の出口は見えず、経済の低迷が長期化し、正常化には時間を要する。

消費税の増税後、インボイス方式の採用など中小零細事業者の負担を強いる方針はそのままとなっている。

中小企業の経営を支援し、消費拡大を進め、景気浮揚を推進するために、雇用促進の奨励、事業承継を支援し、もって社会経済の活力を喚起する税制を提案する。

[法人税・一部所得税]

1. 役員報酬は原則損金算入とすべき

現行の役員給与で損金にできる定期同額給与や事前確定届出給与等は経営の変動に柔軟に対応しきれず、役員報酬は原則損金算入とすべきである。

また、新型コロナウイルスの影響による業績悪化に伴う一定期間の役員報酬の減額及び影響が止んだ後の役員報酬の復旧については、原則認めるべきである。

2. 少額減価償却資産の損金算入の特例

複雑な減価償却制度を簡素化するために、現行の少額減価償却資産の10万円未満を30万円未満とし、消費の拡大を図る。

現行の一括償却資産制度および中小企業者等の少額減価償却資産30万円未満の特例は廃止する。

3. 耐震補強、耐震施設への建替に対する特別償却及び税額控除の創設

大規模地震発生等の危険が予測される我が国において、予測不能な激甚災害からの被害を減らす対策の一つとして、要望する。

- ① 耐震補強工事のための修繕（工事費）は即時償却を認める。
- ② 災害危険建物等の耐震建替は特別償却または税額控除を認める。

4. 中小企業軽減税率の租税特別措置法の恒久化および適用所得金額の引き上げ

地域経済と雇用を支える中小企業の活力を喚起するためにも、令和5年3月末に適用期限が到来する中小企業軽減税率の租税特別措置法は恒久化すべきである。また、適用所得金額については現行の800万円から1,600万円に引き上げる。

5. 賞与引当金および退職給与引当金の損金算入制度の復活

中小企業の会計指針、会計要領において計上しなければならない引当金は、公正妥当と認められた会計処理の基準に従って計算されるものであり、税法においても当然損金算入を認めるべきである。

6. 繰越欠損金の100%控除制度の維持

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、資本金の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。

[所得税]

1. 所得控除等の見直しおよび改正

政府の提唱する一億総活躍社会実現にも合致するが、中小企業においては若年・パート労働者及び勤労高齢者の労働力は貴重であり、企業にとっての労働力確保・労働者にとって働きやすい環境づくりを実現するため、要望する。

所得控除の簡素化を図り、基礎控除を95万円（給与収入150万円）とすることで、配偶者及び子が働くことによって夫又は親の扶養から外れてしまうようなことを防ぐ。（学生が学費等のためにアルバイトをした結果、親の扶養から外れてしまうことを防ぐ）

※上記の改正に合わせパート、アルバイトの社会保険の適用限度を引き上げ150万円超とする必要あり。

[消費税]

1. 課税に関する届出制度の見直し

消費税に関する届出書は種類が多い上に、提出期限が適用を受けようとする事業年度開始前となっている。そのため、手続き上の瑕疵により過重な税負担となる場合もあり、課税の公平な見地からも消費税課税事業者選択届出書、同不適用届出書、簡易課税制度選択届出書、同不適用届出書の提出期限をこれらの適用を受けようとする課税期間の申告書提出期限とする。

2. 消費税の見直し、インボイス方式の導入について

軽減税率制度は社会保障財源を毀損し、また中小企業に過度な事務負担を強いることから単一税率とすべきである。単一税率であれば軽減税率導入を理由とするインボイス方式の採用は必要でなくなる。

また、インボイス方式は、インボイスを発行できない免税事業者が取引から排除される懸念される。わが国には、消費税導入の平成元年4月以来32年間にわたり、帳簿保存方式による消費税計算が定着しており、インボイス方式を採用しなければ軽減税率に対応できないという理由はない。よってインボイス方式導入に断固反対する。

[地方税]

1. 外形標準課税拡大について

法人税減税の代替財源として外形標準課税の資本金1億円以下の中小企業への拡大の検討について、事業基盤の弱い赤字法人が増税になるなど影響は甚大であり反対する。

2. 事業所税の廃止

人口の集中している都市部にのみ課税され、固定資産税等と二重課税となっているため廃止する。

3. ふるさと納税控除限度額の縮小

ふるさと納税による都市部の自治体の減収が深刻になってきている。返戻品競争を抑えるために寄附金控除限度額を大幅に縮小すべきである。

[贈与税・相続税]

1. 贈与税非課税枠および相続財産の非課税枠の拡大および創設

個人金融資産の大半を占める60歳以上の世帯から、住宅ローンや教育費などの支出の多い子育て世代に資産を移動することにより内需の活性化が図られ、景気浮揚に大きな効果があるため、相続財産の非課税枠の拡大など特段の措置を図るべきである。

- ① 贈与税の基礎控除額は当初60万円であったものが、平成13年に110万円となって以来変更されておらず、時代に即した税制とするため200万円に拡大する。
- ② 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり1,000万円に引き上げる。
- ③ 相続財産に算入される非上場株式等について、相続人一人当たり1,000万円程度非課税にする。
- ④ 平成30年に創設された非上場株式等の相続税納税猶予制度の特例について恒久化し、事業承継計画について事後提出を可能とする。
- ⑤ 非上場株式等の相続税納税猶予制度について、終身所有ではなく20年以上は免除とする。

[その他全般]

1. 印紙税の廃止

電子取引の普及に伴い印紙税負担の不公平が生じており、また実務上の問題点も多く、また、消費税も増税されたため令和4年4月1日以降の印紙税は廃止すべきである。

2. 自動車関係諸税に関する簡素化および負担軽減

車両の取得・保有に関し多種、多額の税金が徴収されるため、更なる簡素化及び負担軽減をすべきである。

以上